

住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成32年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行われた住宅の翌年度の固定資産税を1年間に限り1/3減額いたします(120㎡分までを限度)

平成20年1月1日以前から存在する家屋(賃貸住宅を除く)で、次の要件に該当する省エネ改修工事が行なわれた住宅について減額されます。

■要件

- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下(※平成30年3月31日までに改修された場合は50㎡以上)
- 次の①から④までの改修工事のうち、①の「窓の改修工事」を含む工事を行い、国や地方公共団体から交付される補助金等を除く自己負担が50万円以上の改修が該当

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事 (外気等と接するものの工事に限る)

*①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合する必要があります。(工事内容は、国土交通省告示で規定している)

■減額される範囲と税額

省エネ改修工事された部分のうち、120㎡までの固定資産税が1/3減額されます。

■減額される期間

省エネ改修工事の実施時期	減額期間
平成32年3月31日まで	1年間

■申請書類

申告書は、省エネ改修工事完了後3箇月以内に市役所へ次の書類を添付して申告して下さい。

添付書類

- ◇省エネ基準に適合した工事であることの証明書の写し(建築士等による証明書)
- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇改修工事箇所の図面及び写真(改修前と後がわかるもの)
- ◇改修工事明細書の写し(工事内容のわかるもの)
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し

【注】バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行った場合は、それぞれ減額します。

新築住宅や耐震改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。